

会員(一般会員)規約

この規約は 一般社団法人セカンドライフファクトリー(当法人という)の定款に規定する「一般会員」の運営について定めるものである。

第1条 目的及び事業

当法人は高齢者が健康で、生きがいを持って、安心して生活できる地域社会の実現に貢献することを目的とし、研究事業、普及啓発事業、社会貢献事業及びこれに関連する事業をおこなう。

第2条 会員

会員は当法人の一般会員となる。

第3条 入会資格

入会申込に当たっては本規約第1条の目的に賛同し、所定の手続きに従って当法人の承認を受けねばならない。

第4条 「ID 番号」の発行

会員には「ID 番号」を発行する。

第5条 会員の特典

会員は当法人が提供するセミナー、講演会等に優先的に参加することができるほか、参加費の割引等を受けることができる。

第6条 必要経費の納入

会員は当法人の目的を達成するために必要な経費を支払う。

1. 当法人が発行する連絡、通知、広報物 等を郵送等の方法での受取を希望する場合はその送料。

第7条 会員資格の喪失

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 本人が死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
4. 当法人が解散したとき。

第8条 退会

会員はいつでも退会することができる。

第9条 会員の除名

会員が当法人の名誉を棄損し、目的に反する行為をするなど会員としての義務に反する行為があるときは、理事会において過半数の出席による 3 分の 2 以上の決議によりその会員を除名することができる。

第10条 会員名簿

当法人は会員名簿を作成する。

会員名簿は厳正に管理し、当法人の目的以外には利用しないものとする。

第11条 規約の改定

規約の改定は当法人の理事会の承認を要す。改定事項は速やかに会員に通知する。

附則:この会則は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

改定:平成 28 年 3 月 31 日